

第5章 計画の実効性を高める横断的推進

1 市民・企業等との協働体制

本計画は、市民・事業者・行政の連携協働により取組を進めていきます。社会情勢や地域課題の変化に柔軟に対応し適切な協働体制を検討・構築していきます。現在、構築している主な協働体制は以下のとおりです。

○ ゼロカーボンシティさがし推進パートナー

脱炭素社会の実現に資する取組を実施する事業者又は団体を「ゼロカーボンシティさがし推進パートナー」として認定し、事業者の表彰や脱炭素経営事例視察会の開催など、一緒になって脱炭素の取組を推進しています。

○ 佐賀市アダプトプログラム

市民のみなさんが市と合意の上で、道路や公園など一定区画の公共空間を養子にみたと、里親の気持ちになって愛情をもって環境美化活動をしていただくものです（養子と里親の関係＝アダプト(adopt)）。プログラムの参加者には、市から清掃用具の提供、活動後のごみの回収等を支援します。

○ 佐賀市環境保健推進協議会

校区自治会長会に実践本部をおき、市内の全単位自治会を支部とする組織です。市民の生活環境の向上と健康の増進を図り、健康で住み良いまちづくりの実現に寄与することを目的として、地域での環境美化やごみ減量等の実践活動及び啓発活動を実施しています。

○ SDGs教育の推進及びSDGsの目標達成に向けた行動促進のための連携協定

SDGsの目標達成に向けた人材育成及び実践的な行動を促進することを目的とし、佐賀大学全学教育機構、リコージャパン株式会社マーケティング本部佐賀支社、佐賀SDGs官民連携円卓フォーラムと連携協定を締結しました。佐賀大学のSDGsに関する授業科目の一般開放や、市内事業所等を対象としたアクション会議を実施しており、4者連携のもと、市内事業所等のSDGsへの取組を促進していきます。

2 人材育成・行動変容の促進

1. 環境教育の充実

(1) 環境教育の意義

教育には学校教育だけでなく、家庭教育、社会教育といった多様な場面があり、人は年齢に関係なく生涯において学習をしていく必要があります。特に、環境学習は、日常生活と密接な関係にあり、身近な内容であることから興味を引きやすく、取り組みやすい学習テーマです。

(2) 環境教育の目的

環境保全の第一段階は「人づくり」であるといえます。これは環境を良くも悪くもする主な要因に人が介在するためです。この「人づくり」のために啓発や環境学習の支援を推進し、市民が環境保全等の共通の認識を持ち、深い理解と自発的な実行力を身につけ、市民一人ひとりが環境保全等に対して自主的に、かつ積極的に関わることを目指します。

(3) 人材育成・行動変容を促す環境教育の取組

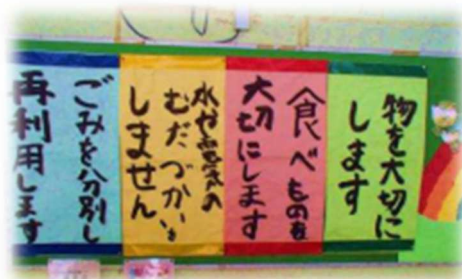
自主的に環境活動に取り組む人材を育成するため、様々な環境学習ツールを活用しながら、未来を担う幼児・児童・生徒等への環境教育を推進します。また、学校・地域等への出前講座や、自然に親しむ機会の創出、ICTを活用した情報発信を行い、子どもから大人まであらゆるライフステージに合わせた継続的で多様な環境学習機会の充実を図ります。

学校における環境教育

● 佐賀市学校版環境 ISO*

本市では豊かな自然環境を守り、未来の子どもたちに継承するために、「佐賀市学校版環境ISO認定制度」を設けています。すべての市立小中学校がこの制度の認定を取得し、子どもたちと先生が一緒に環境について考え、環境保全活動に取り組んでいます。

学校ごとに定めた独自の実行目標に取り組んでおり、PDCA サイクル*に沿って活動を進めるとともに、この活動を通して、保護者や地域住民が環境保全に取り組むきっかけづくりを進めます。



行動目標の校内掲示
資料：令和6年度佐賀市環境報告書

地域における環境教育

● 佐賀市環境保健推進協議会の取組

市内の全単位自治会を支部とする「佐賀市環境保健推進協議会」では、地域での環境美化やごみ減量等の実践活動及び啓発活動に取り組みます。

こうした自治会活動と一体化した手法により、地域住民が環境保全行動に参加する機会が多く創出され、地域の環境について学び、考える人材の育成にもつながることが期待できます。

● 公民館での環境学習

公民館等において、環境に関する講座、緑化・美化活動、清掃活動などに取り組み、公民館が中心となった地域づくり活動を推進します。

● 「トンボ王国・さが」づくりの取組

本市では、良好な水辺環境のシンボルとして「トンボ」を掲げ、1989年度（平成元年度）から「トンボ王国・さが」づくりを進めています。

トンボの生態を学ぶことで、多様な自然環境や地域の生態系を保全する必要性を認識し、自然と共生する意識を醸成する機会となることから、今後も自然観察会「さかの生きものさがし」や「トンボ写真コンクール」、NPO団体等と協力して活動している「神野公園とんぼ池の保全活動」など、トンボの保全に資する様々な取組を推進します。



さかの生きものさがし
資料：令和6年度佐賀市環境報告書

● 環境学習拠点施設（エコプラザ）における環境教育

エコプラザでは、施設見学や各種講座・イベント等を通じて、本市の豊かな自然環境、地球温暖化やごみ処理の現状、環境に対する様々な取組や環境配慮行動について学び、ごみ問題への意識啓発及び学習した成果を実際の環境行動につなげることを目的としています。市民の視点に立ったごみ処理施設の案内や、3Rに関する展示、各種講座・イベント等の開催、環境にやさしい教材を活用した環境教育を行います。

● ラムサール条約登録湿地「東よか干潟」を活用した環境教育

東よか干潟ではさまざまな主体による体験学習会やイベントが開催されています。また、これらの活動を支えるための各種支援事業やボランティアガイドの養成も進められています。

2020年（令和2年）10月には、観光・学習・交流などさまざまな活動の拠点となる施設として、東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」を開館しました。今後も各種講座の開催やSNS、館内の映像、プロジェクションマッピング、展示物等により東よか干潟の価値や魅力を発信します。



野鳥、生きもの、シチメンソウ観察
資料：ひがさすWEBページ

● WEB等を活用した環境情報発信の充実

本市では、市民や事業者に向けた環境に配慮した取組や環境教育に関する動画を作成し、市のホームページ等で配信しています。

今後は、WEB等での広報・動画配信や、佐賀市スーパーアプリの拡充、SNSでの情報発信など、多様な媒体を活用し、より多くの市民・事業者が場所や時間を問わず環境情報に触れる機会を創出します。

大学との連携による環境人材の育成

● 環境に配慮した行動の促進

本市は、産官学が連携し、SDGsの目標達成に向けた人材育成及び実践的な行動を促進することを目的とし、佐賀大学の授業科目「佐賀SDGsグローバルアクションⅠ・Ⅲ」の一般開放や、市内事業所等を対象とした「佐賀SDGsアクション会議」の実施等、市民や市内事業所等のSDGsへの取組を支援します。

企業との連携における行動変容の促進

● 地元企業と連携した環境意識の醸成

大型商業施設でのイベントの開催や、各種団体と連携した環境イベント等を行っていくことで、幅広い層の環境に対する関心を高めます。

3 推進体制と進行管理

1. 計画推進の主体

環境将来像「みんなで創り育む トンボ舞う みどり豊かなまち さが」の実現に向けて本計画を推進していくためには、各主体がそれぞれの役割と責任を持って、環境保全のために求められる行動を行う必要があります。

主体	佐賀市環境基本条例に定めた役割
市民、 市民活動 団体	<ul style="list-style-type: none">・環境の保全等上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。・環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。
市	<ul style="list-style-type: none">・環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2. 推進体制

(1) 市民・事業者・行政等の連携・協働体制

本計画に位置付けた施策や事業を計画的に進めるため、市民・事業者・行政等が連携し、協働で取り組んでいく体制を構築します。

2025年(令和7年)3月末時点における協働体制は、p.65に記載のとおりです。

(2) 行政(市)内部の推進体制

本計画に基づく環境施策を計画的に実施するため、環境マネジメントシステム*を運用することで、効果的に推進します。また、市役所も一事業者として、市民・事業者に率先して環境に配慮した活動を推進していくとともに、市役所内部で適切な推進体制を構築・維持します。

○ 環境管理委員会

環境部を所管する副市長、部局長等で構成される管理組織です。この下に、各部局を実行組織として位置付けています。環境管理委員会では、本計画の推進やその他環境の保全・創造に関することについて審議し、本市が独自に構築した「佐賀市環境マネジメントシステム」の運用を管理します。

(3) 行政(市)外部の推進体制

本計画における各環境施策の実施状況の評価や、環境行政の適正な推進のために助言や提言を行っていただきます。

○ 環境審議会

佐賀市環境基本条例により設置された附属機関で、学識経験者、市民、専門家などから構成され、必要に応じて開催します。

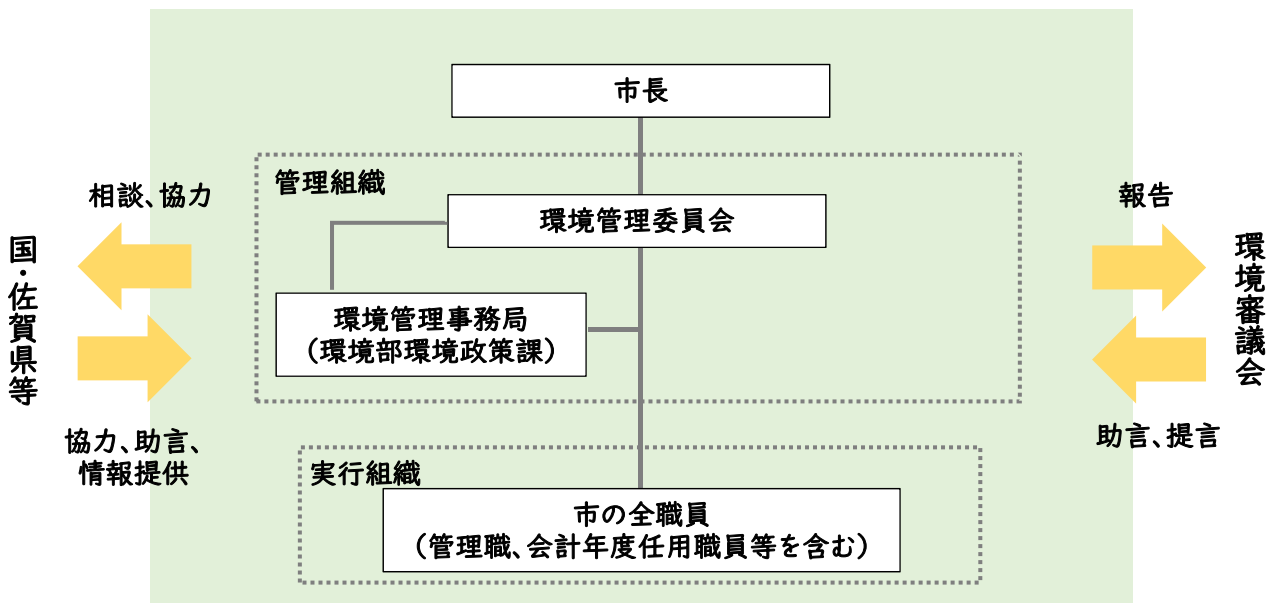
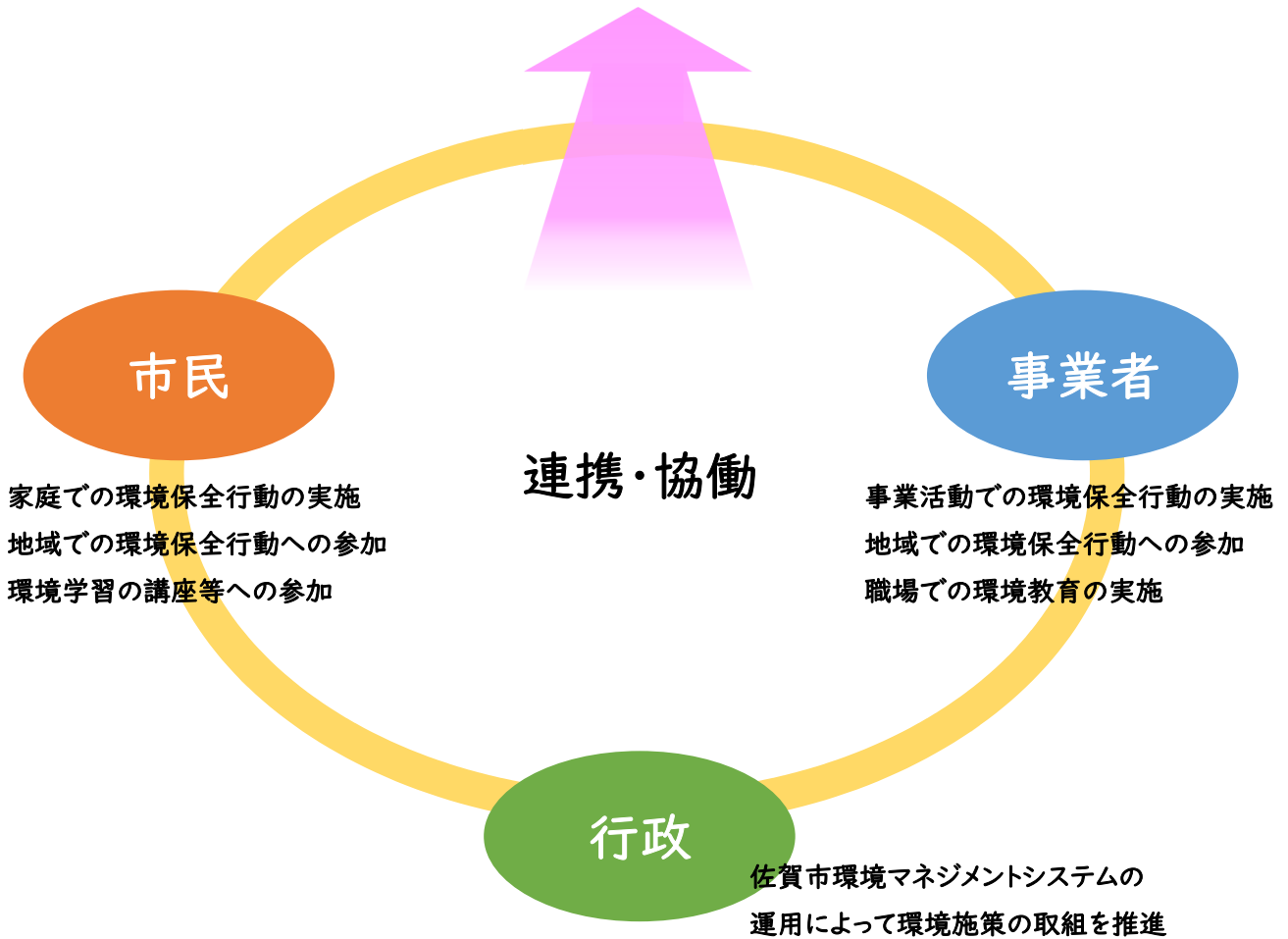
佐賀市環境マネジメントシステム

本市は2002年(平成14年)3月にISO14001*の認証を取得し、2010年度(平成22年度)からは、独自のシステムである「佐賀市環境マネジメントシステム」を運用しています。佐賀市環境マネジメントシステムでは、各部署が独自に環境負荷の削減目標を設定し、その達成に向けて取組を進めます。活動の実績については、毎年、環境審議会で報告するとともに、実績報告書を作成してホームページで公開しています。

佐賀市の環境将来像

みんなで創り育む トンボ舞う みどり豊かなまち さが

の実現



3. 進行管理

本計画の進捗は適宜、環境審議会に報告し助言や提言を受けることとします。各施策の進捗管理を適正に行うために、本計画に基づく施策や事業について PDCA サイクル活用による進行管理を行います。「計画(Plan)」→「実施と運用(Do)」→「点検と評価(Check)」→「見直し(Action)」の手順に沿って計画を推進します。

4. 公表制度

本市では、佐賀市環境基本条例に基づき、「環境の状況」や「環境の保全等に関する取組」を掲載した「佐賀市環境報告書(e-ガイド)*」を1999年度(平成11年度)から毎年作成し、ホームページ等で公開を行っています。